

大阪市大正区役所総務課（庶務）
会計年度任用職員（一般事務補助業務）募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

一般事務補助業務

- ・回収した調査票及び用品の整理、仕分け。

3 応募資格

次の（１）から（２）のすべてに該当する者

- （１）令和 7 年 10 月に会計年度任用職員として従事していないもの
- （２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しないもの

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年齢は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 7 年 11 月 10 日から令和 7 年 12 月 9 日まで

5 勤務条件等

（１）勤務時間・日数等

勤務時間：1 日あたり 6 時間 00 分（午前 9：00～午後 3：45 を基本とするが、事前の連絡により時間帯を変更することがある。）

勤務日数：週 5 日

休憩時間：45 分

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 勤務場所

大阪市大正区千島 2－7－95 大正区役所総務課（庶務）
大正区役所 5 階

(4) 報酬等

月額：7,853 円

通勤手当：月額上限 580 円

※上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 社会保険

健康保険適用なし

厚生年金保険適用なし

雇用保険適用なし

(6) 契約更新

更新なし

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和 7 年 10 月 20 日（月曜日）午前 9 時 45 分受付開始

面接試験：午前 10 時 00 分から（1 人 10 分程度）

集合場所：大正区役所 5 階 総務課

持ち物：筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム必須）

（試験の案内状は発送致しません。当日直接会場までお越しください。試験開始時間に遅刻した場合は受験できません。）

8 申込方法

次の書類等を持参または郵送等で送付してください。なお、郵送等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※他の方法で送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- （1）大阪市大正区役所会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

- （2）申し立て書 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

- （3）「試験結果」送付用の定形封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。（切手がない場合は、発送しません。）

9 採用申込書の受付期間等

- （1）持参する場合

ア．申込み期間

本募集要項の掲載開始日から令和 7 年 10 月 17 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

イ．申込書受付場所

〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95 大正区役所総務課（庶務）

5 階 50 番窓口

- （2）郵便等で送付する場合

ア．申込み期限

令和 7 年 10 月 17 日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（１）イと同じ

10 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

11 合格から採用まで

口述試験の成績が一定基準以上で上位の者１名を内定者として決定します。なお、内定者を除く成績が一定基準以上の方については、大正区役所総務課（庶務）会計年度任用職員（一般事務補助業務）採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に成績順に登録し、登録期間中に内定者の辞退等で大正区役所総務課（庶務）会計年度任用職員（一般事務補助業務）において欠員等が生じた場合に、成績順に採用します。採用候補者名簿に登録された場合は、その旨を通知します。（採用候補者名簿登録期間：名簿登録後から令和７年１２月９日まで）

12 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・合否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。

13 問合せ先

大正区役所総務課（庶務）

〒551-8501 大阪市大正区千島２－７－95

電話：06-4394-9951 ファックス：06-6553-1981

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと